

判断される死の尊厳 仏

行政最高裁 「死なせてよい」

欧州人権裁 「当面は延命を」

【パリ＝三井美奈】フランス国務院（行政最高裁）は24日、6年間植物状態にある男性患者（38）について、医師の判断に沿って生命維持装置を外し、死なせてよいとの判断を示した。医師の判断に反対する両親の訴えを受け、欧州人権裁判所は同日、当面の延命措置を命じ、尊厳死をめぐる国民論議に発展している。フランスで安楽死は禁じられているが、「尊厳死法」により、医師は一定の

法律の運用難しく

条件を満たせば、治療を停止できる。この患者は仏北部ランスで入院中で、自発呼吸しているが、意思疎通はできない。

医師団は昨年春、妻の同意を得て水分や栄養投与を停止し、尊厳死させる決定をしたが、患者の両親は延命を求めて地元の行政裁判所に提訴。この訴えが認められ、治療は継続された。妻が「夫は元気な頃、延命を希望しなかった」と訴えて国務院に判断を求めると、両親は欧州人権裁判所に提訴し、「死の是非」をめぐる家族の訴訟合戦に発展。尊厳死法の運用の難しさをあらわにした。

■ 尊厳死法 2005年制定。治療が無意味で患者の延命以外の効果がない場合、医師は治療を控えるか、停止できると定めた。患者の意思尊重が前提。元気なうちに尊厳死の希望を記した「事前指示書」の効力も認めた。患者が末期で意思確認できない場合、医師は①ほかの医師との合議で決定②患者の家族や代理人と相談——した上で治療を停止できる。

日本では尊厳死をめぐる法律がなく、自民党のプロジェクトチーム（PT）が現在、法案をまとめており、国会提出を目指している。